ぎふ長良川の鵜飼に係る広告付物品製作事業仕様書

１　事業名称
　　ぎふ長良川の鵜飼に係る広告付物品製作事業

２　規格等
　　提灯、ミニうちわ、Tシャツ及び雨合羽（以下これらを「配布物等」という。）の規格等は、次の（１）から（５）に掲げるものとする。

（１）提灯　１口１００個　　参考見積金額　１０２，３００円程度・税込（広告２色）

内容	鵜飼屋地域等へ配布及び観覧船に設置する。
サイズ	・縦　約４００㎜であること。 ・横　約２８０㎜であること。 ・御所提灯型
材質	・紙張、口輪はボール紙、ヒゴはワイヤー
色	・白地とし、口輪は赤色であること。
デザイン	・装飾等は見本のとおりとすること。
広告位置	・提灯の前後２面とする。 ・１面ごとの広告サイズは 縦　約２８０㎜であること。 横　約５０㎜であること。
参考写真	 提灯全体 広告

（２）ミニうちわ　１口３００枚　　参考見積金額　４６，２００円程度・税込（広告4色）

内容	鵜飼観覧船の乗船客や鵜飼観覧船事務所付近の散策者等に配布する。
サイズ	・縦の最長部分　約２４０㎜であること。 ・横の最長部分　約１７０㎜であること。 ・手持ち部分　　約９０㎜であること。
材質	・素材骨　再生ポリプロピレンの白色エコマーク付き ・うちわ面　上質タック紙＃７０
色	・素材骨　白、印刷面　両面４色刷り
デザイン	・表面は見本のとおり。裏面を広告スペースとする。
広告位置	・裏面 ・広告サイズは、うちわであるため円状となり 縦　約１０５㎜であること。 横　約１６０㎜であること。
参考写真	 表面 裏面

（３）Ｔシャツ　１口１００着　　参考見積金額　９９，０００円程度・税込（裏表2色刷り）

内容	鵜飼観覧船事務所スタッフ（船員等）のユニホームとして着用する。
サイズ	・Ｍサイズ　　４０枚 ・Ｌサイズ　　４０枚 ・ＬＬサイズ　１４枚 ・３Ｌサイズ　　６枚
プリント	・２色刷り、シルクプリント仕上げ
Ｔシャツ色	・白色
重量	・４．１オンスから４．４オンス
材質	・ドライＴシャツ（ポリエステル１００％） リバーシブルメッシュ（吸水速乾性）
広告デザイン 掲載位置	・表面・裏面は見本のとおり。右袖箇所を広告スペースとする。 ※広告プリントは１色刷り。 ・広告サイズは 縦　約１００㎜であること。 横　約１２０㎜であること。
参考写真	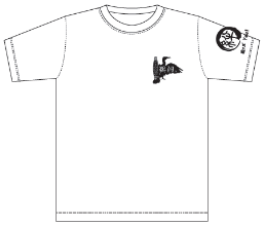 表面 裏面

（４）雨合羽　１口１０着　　参考見積金額　７９，２００円程度・税込（裏表１色刷り）

内容	・雨天時の船員用の雨合羽として着用する。
サイズ	・ＬＬ
プリント	・１色刷り
色	・ゴールド
材質	・ナイロンまたはポリエステル
広告デザイン 掲載位置	・裏面は見本のとおり。左袖箇所を広告スペースとする。 ※広告プリントは１色刷り。 ・広告サイズは 縦　約１００㎜であること。 横　約１２０㎜であること。
参考写真	 表面 裏面

（５）配布物等には、必ず提供者の自社広告（個人事業主も可）を掲載すること。

３　利用・配布期間
令和６年５月１１日(土) ～１０月１５日(火)
※対象物品が余った場合には次年度以降に利用・配布。利用・配布する順番は市にて決定する。

４　利用・配布数
利用・配布期間中に提灯３，０００個、ミニうちわ９，０００枚、Ｔシャツ４００着、雨合羽１２０着を利用・配布するものとする。ただし、利用・配布数については、乗船者数の増減により、変動することがある。利用・配布部数以上に提供があった場合には、次年度以降に利用・配布する。

５　納品場所等
（１）納品場所　鵜飼観覧船事務所　岐阜市湊町１－２
（２）納入期限　令和６年５月１０日(金)
※Ｔシャツのみ令和６年４月２５日(木)

６　費用負担
規格等に記載の「提灯全体」や鵜飼に関する部分の編集、広告の印刷、納入等にかかる費用は、広告付物品提供者が全額負担するものとし、岐阜市は一切の費用を負担しないものとする。

７　業務分担

項目	内容	岐阜市	広告付物品提供者
広告	審査	○	
製造	製造		○
検品	完成品の検査	○	○
納品	完成品の納品		○

８　著作権
本事業の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。また、第三者の著作物を使用する場合は、広告付物品提供者の負担で著作権処理を行うこと。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、広告付物品提供者はその一切の責任を負うこと。

９　広告に関して
（１）岐阜市広告掲載要綱（平成２０年３月２１日決裁。以下「要綱」という。）及びぎふ長良川の鵜飼に係る広告付物品製作事業に係る広告掲載要領を遵守すること。
（２）広告付物品提供者が掲載しようとする広告については、要綱第６条第１項の規定に基づき設置する審査委員会において事前に審査し、掲載を決定する。なお、審査により広告内容等の訂正を求められたときには、適切に反映すること。
（３）掲載面、掲載位置等については、本仕様書を遵守すること。
（４）広告付物品提供者は、広告掲載に当たり、岐阜市が広告の斡旋及び媒介を行っているような誤解を招くことがないように執り行うこと。

１０　苦情処理等
（１）配布物等に関し、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、岐阜市及び広告付物品提供者は直ちに問題解決のために対応するものとする。
（２）広告付物品提供者は、広告内容が基準に定める内容等に対し、不適当な状況が生じた場合は、速やかに岐阜市に文書で報告するとともに、配布物等を回収し、代替を岐阜市に提供しなければならない。

（３）納品後に生じた事情により、岐阜市が配布物等の使用について不適当と認めたときは、使用を取りやめるものとする。

１１　その他

（１）本事業に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として広告付物品提供者が代行すること。また、各許認可手続きに必要な手数料等の費用については、広告付物品提供者の負担とすること。

（２）本事業の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。なお、本仕様書に記載されていない事項や、疑義を生じた場合は、速やかに岐阜市と協議を行うこと。

（３）本事業の実施に当たっては、岐阜市個人情報保護条例（平成１６年条例第１号）、情報セキュリティポリシー、その他関係法令等を遵守すること。

１２　問い合わせ

岐阜市鵜飼観覧船事務所　経営管理係　野田　ＴＥＬ：（０５８）２６２－０１０４